

申請書受付方式についてのよくある質問

質問番号	質問事項	回答内容
1	<p>これまで受付方式で不足した資料があった場合にFAXで送付すれば受取ってもらいましたが、これからはどのようなのでしょうか。</p>	<p>提出頂いた資料で確認しますので各社で資料の内容を十分チェックのうえ提出願います。 もし誤った記載があった場合でも、提出後に差替はできません。 資料が不足していた場合、発注者から連絡は致しません。</p>
2	<p>申請書作成マニュアルおよび事例集を3/1にホームページに掲載してほしい。</p>	<p>3月1日以降に公告される工事の公告資料で配布しますので、確認してください。</p>
3	<p>提出した申請書で確認できないものや疑義があるものは、申請締め切り日前であれば、提出可能でしょうか。 例：災害活動等の証明書や災害協定等の締結先が様々であり、確認しづらいものがある場合に発注機関が確認後、疑義がある場合は追加資料の提出は可能なのか。</p>	<p>申請書で確認できないものがあつた場合、発注者より何が不足しているといった連絡をすることはありません。</p>
4	<p>各事業所もしくは県単位で設計審査室と事業所と合同の業者説明会を行ってほしいが可能でしょうか。各事業所で見解が異なるため、統一を行っていただかないと提出してから見解が違ふと困るため。</p>	<p>申請書作成マニュアル及び事例集により事業所へ周知するため、事業所と当室で見解が異なることは無いと考えております。</p>
5	<p>事前に申請書類を見てもらうことはできないでしょうか。</p>	<p>個別の資料を事前に確認することは公平性の観点から対応できません。</p>